

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第82号
事故等種類	衝突（荷役施設）
発生日時	平成25年2月4日 11時35分ごろ
発生場所	広島県呉市呉港呉区の成品ふ頭 呉市所在の小麗女島灯台から真方位126.5° 2,500m付近 （概位 北緯34° 13.6′ 東経132° 32.4′）
事故等調査の経過	平成25年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三久美丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	133617、榎田船舶有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船首外板に凹損 荷役施設 支柱に凹損
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が単独の船橋当直に就き、空船で船首約0.6m、船尾約2.0mの喫水により、呉港呉区の製鉄所の可航幅が約20mの雨天荷役場（以下「本件荷役場」という。）に機関を中立として惰力で前進しながら、着岸作業中、船長が、船首配置の乗組員から距離が近い旨の報告を受け、岸壁と船体が平行になるように舵を取ったものの、平成25年2月4日11時35分ごろ右舷船首部が本件荷役場の荷役施設の支柱に衝突した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約175cm
その他の事項	本船は、幅9.4mであり、バウスラストを装備していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、呉港呉区の本件荷役場に着岸作業中、船長が岸壁と平行に進入しなかったことから、右舷船首が本件荷役場の荷役施設の支柱に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が呉港呉区の本件荷役場に着岸作業中、船長が岸壁と平行に進入しなかったため、右舷船首が本件荷役場の荷役施設の支柱に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 惰力で航行している間は、船体制御が困難であるので、事前に対策を検討しておくこと。